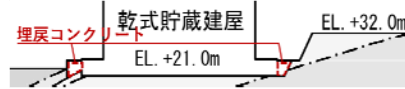
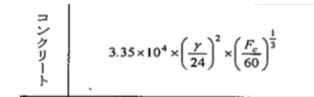


伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設の設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答 月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
全般-2	2021/3/4	全般	基本設計方針	II-2-6-3 下から2行目 使用済燃料乾式貯蔵施設についての説明があり、周辺施設の各施設が示されているが、基礎が記載されていない理由について、説明すること。	2021/3/25	当該箇所では、基礎を使用済燃料乾式貯蔵容器に含めたものとして整理しております。 基礎は使用済燃料乾式貯蔵容器の間接支持構造物であり、既工認を含め従来から、間接支持構造物は個別に明示しておらず申請設備に含めた記載としております。 また、基礎の具体的な設計は、第1章共通項目にて、「原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針」と紐づけを行った上で、当該基本設計方針に使用済燃料乾式貯蔵容器が設置された建物・構築物として示しております。	-	ヒアリング	
全般-3	2021/3/4	全般	基本設計方針	II-2-6-4 上から3行目 「使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料乾式貯蔵建屋並びに使用済燃料乾式貯蔵容器を固定する貯蔵架台及び基礎ボルトは、設計基準対象施設に分類され、」と記載があるが、それ以外の周辺施設については、設計基準対象施設ではないということか。	2021/3/25	設置変更許可で説明した整理と同じく、周辺施設のうち特段の機能を有する設備(乾式キャスクの安全機能を維持するために、一般産業施設や公衆施設以上の耐震性を有する設備)を設計基準対象施設と整理しております。このため、高い耐震性を有する使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料乾式貯蔵建屋並びに使用済燃料乾式貯蔵容器を固定する貯蔵架台及び基礎ボルトが設計基準対象施設に該当し、それ以外の周辺施設は、設計基準対象施設に該当しません。 なお、当該周辺施設については、使用済燃料乾式貯蔵容器に波及的影響を与えない設計とするとともに、一般産業品として耐震Cクラスに準じた設計としています。	-	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
耐震-5	2021/1/27	耐震	資料9	乾式建屋の地下水の考慮の仕方について記載があるか確認すること。	2021/3/25	地下水の考慮の仕方については記載がなかったため、補足説明資料DSF-040資料2-5に記載を追記します。	補足説明資料DSF-040 資料2-5	ヒアリング	
耐震-6	2021/1/27	耐震	資料9	地盤ばねの設定方法について、説明内容を資料に反映すること。	2021/3/25	地盤ばねはJEAG4601-1991追補版に記載の「底面地盤ばね」の適用範囲を確認し設定しています。 詳細については、補足説明資料DSF-040に資料1-6として追加し説明します。	資料②-1 補足説明資料DSF-040 資料1-6	ヒアリング	
耐震-7	2021/1/27	耐震	補足説明資料DSF-040	補足説明資料における建屋の応力コンター図において、応力が建屋中央で東西非対称となっている理由を説明すること。	2021/3/25	補足説明資料DSF-040資料2-2を用いて説明いたします。	資料②-1 補足説明資料DSF-040 資料2-2	ヒアリング	
耐震-8	2021/1/27	耐震	資料9	基礎地盤の安定性について、建屋の重量がEPでの評価時点からどの程度変更しているか分かるような記載とすること。また、建屋モデルの剛性の設定方法について資料に補足すること。	2021/3/25	申請書(資料9-1別紙)の2.1(1)解析モデル及び3.1(1)解析モデルに以下下線部を追記します。 「使用済燃料乾式貯蔵建屋のモデル化(重量や剛性等)については、本工事計画における耐震評価で用いたモデル(「資料9-12-1 使用済燃料乾式貯蔵建屋の地震応答解析」の地震応答解析モデル)を設定する。なお、使用済燃料乾式貯蔵建屋の重量は設置(変更)許可申請において設定していた重量から約4%増加している。」	設工認申請書 資料9-1別紙	ヒアリング	
耐震-9	2021/3/4	耐震	資料9-1	p.資9-1-7 (1)静的地震力について、使用済燃料乾式貯蔵容器が設置された建物・構築物に対しては、Cクラスの地震動を適用するという理解でよいか。 なお、資9-1-1(2)では、使用済燃料乾式貯蔵容器の周辺施設の設計についてはCクラスに準じるものとして記載している。	2021/3/25	資9-1-1(2)の「周辺施設の設計については、Cクラスに準じるものとする。」との記載は、設置許可基準規則の解釈の別記4に基づき、周辺施設全般の設計方針を記載しているものです。 使用済燃料乾式貯蔵容器が設置された建物・構築物については、使用済燃料乾式貯蔵容器の間接支持構造物に該当するため、資9-1-2(6)に、基準地震動S ₀₁ による地震力を適用することを出して記載しております。	-	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
耐震-10	2021/3/4	耐震	資料9-1	p.資9-1-12 d.津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び使用済燃料乾式貯蔵容器並びに浸水防止設備、津波監視設備又は使用済燃料乾式貯蔵容器が設置された建物・構築物について 設置許可申請書と整理が変わっている理由について説明すること。 設置許可では、「津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物」となっていた。	2021/3/25	ご指摘の設工認の記載について、前段の記載にあわせ、使用済燃料乾式貯蔵容器を記載しておりました。 ご指摘のとおり、設置許可申請から設計方針は変わっていないことから、設置許可申請と同様の記載とすることが妥当と考え、設置許可にあわせ、「津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物」との記載に見直します。	-	ヒアリング	
耐震-11	2021/3/4	耐震	資料9-1	p.資9-1-14 使用済燃料乾式貯蔵建屋の許容限界は、(c)耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物を適用するという理解でよいか。また、本体審査時において、(c)耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物に該当するものの具体例は何か。	2021/3/25	ご認識のとおりです。 本体審査では、海水ピットポンプ室や海水管ダクト及び海水ピットスクリーン室が該当します。	-	ヒアリング	
耐震-12	2021/3/4	耐震	資料9-4	p.資9-4-3 ※印がついているがこの意味はなにか。	2021/3/25	誤字でございましたので、削除いたします。	-	ヒアリング	
耐震-13	2021/3/4	耐震	資料9-7	p.資9-7-14 設計用最大床加速度の静的震度について、Sクラスの震度としているが、その理由を説明すること。また、これを用いる設備は具体的には何か。	2021/3/25	本申請において、Cクラスに準じて設計する周辺施設については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針に記載のとおり、静的震度1.0Ciの値を20%増した静的震度(1.2Ci)を用いて設計しています。 なお、設計用最大床加速度の静的震度の記載は既設工認から、Sクラスの静的震度である3.6Ciを代表して記載しており、今回の申請でも同様の記載とし、周辺施設の設計においては3で除することで、1.2Ciに換算して用いています。	-	ヒアリング	
耐震-14	2021/3/4	耐震	資料9-12-1	p.資9-12-1-17 第3-2表のせん断面積について、どの部分を断面積として考慮しているか図を示すこと。また、排気口周辺のバットレスのせん断面積は、どのように評価しているか示すこと。	2021/3/25	排気口周辺のバットレスのせん断面積は、層における上端と下端の平均長さを考慮することで、高さ方向の平均的なせん断面積を設定しています。詳細については、補足説明資料DSF-040に記載を追記し説明します。	資料②-1 補足説明資料DSF-040 資料1-4	ヒアリング	
耐震-15	2021/3/4	耐震	資料9-12-1	p.第9-12-1-18 第3-3表の地盤のせん断波速度について、敷地の速度構造が分かる断面図等の資料を示すこと。	2021/3/25	岩級区分とせん断波速度の関係について補足説明資料DSF-040に記載を追記します。	資料②-1 補足説明資料DSF-040 資料1-6	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
耐震-16	2021/3/4	耐震	資料9-1別紙	p.資料9-1別紙6.7 第2-2表の建屋断面と、資9-12-2-7~9第2-3図の建屋断面で基礎の形状が異なっている理由について説明すること。また、建屋基礎と支持地盤との接続部のすべり抵抗はどのようにモデル化しているのか。	2021/3/25	<p>(1点目) 地盤関係の資料においては、すべり面が通らない材料(地盤以外の材料)は一括りにして白抜き表示とします。従い、「建屋基礎」に加えて、施工上発生する「埋戻コンクリート」がまとめて白抜き表示となります。「建屋基礎」の形状は、資料9-12-2-7~9が有する情報が正です。</p>  <p>(2点目) ご指摘の「建屋基礎と地盤の間」や、他にも例えば「地盤(Ⅰ級)と地盤(Ⅱ級)の間」のように、層境を通るすべり計算においては、両者のうち小さいほうのせん断強度を採用しています。ご指摘の事例では、既許可と同様、せん断強度の小さい「地盤」のせん断強度を採用しています。</p> <p>既工認(2019.12.13申請, 12.24認可)資料8-1別紙 第3-1表より ・コンクリート(18N/mm²):3600kN/m² ・地盤(Ⅰ級):981kN/m²</p>	-	ヒアリング	
耐震-17	2021/3/4	耐震	資料9に係る補足説明資料(DSF-040)	p.1-1-15 「4.まとめ」において、積雪荷重と積載荷重との比較の結果、積雪荷重が積載荷重に包絡されるとあるが、1-5-5ページ第2-2表の屋根の積載荷重には積雪荷重が含まれているため、比較の必要はないのではないか。	2021/3/25	ご指摘の通り、積載荷重3000N/m ² は積雪荷重140N/m ² を含んだものです。第2-2表は、積載荷重と積雪荷重の大小関係を比較する観点からお示しているものです。なお、伊方3号機再稼働工認でも同様の表を提示しております。	-	ヒアリング	
耐震-18	2021/3/4	耐震	資料9に係る補足説明資料(DSF-040)	p.1-1-17 参考2-1表の材料物性について、コンクリートのヤング係数が原子炉補助建屋のヤング係数と異なっている理由について、説明すること。	2021/3/25	<p>コンクリートのヤング係数は原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準(RC-N)の算定式に基づき算出しています。同式ではコンクリート強度F_cに基づきヤング係数を算出しており、原子炉補助建屋はF_c=26.5(N/mm²)、乾式貯蔵建屋はF_c=30(N/mm²)であるため、値が異なっています。</p>  <p>[注] γ: コンクリートの気乾単位体積重量 (kN/m³) で、特に調査しない場合は表 7.1 の数値から 1.0 を減じたものとする。ことができる。 F_c: コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)</p>	-	ヒアリング	
耐震-19	2021/3/4	耐震	資料9に係る補足説明資料(DSF-040)	p.3-6 防護対象となる屋外施設として、使用済燃料乾式貯蔵建屋が挙げられているが、Sクラス施設(使用済燃料乾式貯蔵容器)の間接支持構造物となる部分は、建屋のうち基礎のみ(壁及び天井は含まない。)であるという理解でよいのか。 そうであれば、それが分かるように記載すること。 また、申請書も含め、使用済燃料乾式貯蔵建屋(上屋)という単語が突然出てくる等、上屋、基礎、使用済燃料乾式貯蔵建屋との関係が不明確な部分があるので、定義をする等して、関係が分かるようにすること。	2021/3/25	<p>資料-9「耐震性に関する説明書」での使用済燃料乾式貯蔵建屋について ・使用済燃料乾式貯蔵容器の支持機能を有する範囲を含む場合は、「使用済燃料乾式貯蔵建屋」 ・使用済燃料乾式貯蔵容器の支持機能を有しない範囲のみを指す際は、「使用済燃料乾式貯蔵建屋(上屋)」と表記しております。</p> <p>ご指摘のとおり、「使用済燃料乾式貯蔵建屋(上屋)」の定義がされていませんので、上記の考え方を明確化するために、当該用語を始めて用いる資料9-4に「使用済燃料乾式貯蔵建屋を構成する部材のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器の支持機能を有しない範囲のみを指す際は、「使用済燃料乾式貯蔵建屋(上屋)」と表記する。資料9「耐震性に関する説明書」において、以下、同様とする。」と記載いたします。</p>	-	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
耐震-20	2021/3/9	耐震	資料9-5	波及的影響について建屋の結果のみ記載しているが、波及的影響についてどのように検討して最終的にその建屋だけが波及的影響を検討するものとなったのか、周辺施設だけでなく周辺施設等の「等」の部分も含めて、具体化したうえで周辺施設等に対する設計方針を具体的に申請書上で読めるようにすること。	2021/3/25	資料9-5の5.波及的影響を考慮すべき周辺施設等の選定について、設置許可まとめ資料にてご確認いただいた内容と同様に、波及的影響施設の抽出過程の詳細を追記いたします。 あわせて、補足説明資料DSF-040「3.周辺施設等の波及的影響の検討について」も波及的影響施設の抽出過程の詳細を追記いたします。 また、クレーン類について乾式キャスクを安全に取り扱うことができる設計とする旨を、基本設計方針において明確化するとともに、詳細について添付資料の資料10-3-2-1「密封容器の強度計算方法」に追記します。	資料②-1 補足説明資料DSF-040 資料②-2 耐震20回答資料 資料③-2	ヒアリング	
耐震-21	2021/3/10	耐震	基本設計方針	p. II-2-3-1 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置が他のSA対策等に悪影響を及ぼさないことについて説明すること。例えば、申請書の下記部分の説明をすること。なお、耐震重要施設、SA施設に限らず、津波防護施設、竜巻防護施設等に悪影響を及ぼさないことを示すこと。 g. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む)の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。・・・	2021/3/25	添付図第1-1-1図「主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図(発電所全体)」に示すとおり、使用済燃料乾式貯蔵施設が設置される使用済燃料乾式貯蔵建屋は周囲に耐震重要施設等がないエリアに設置するため、使用済燃料乾式貯蔵施設が耐震重要施設等に影響を及ぼすことはありません。 また、使用済燃料乾式貯蔵建屋は、自然現象等に対して、乾式キャスクの安全機能を損なうおそれがないように設計することとしています。	-	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答 月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
自然-2	2021/2/17	自然	資料2-2	火山・竜巻の評価における給排気口の扱いについて、評価上どのように考慮しているのか説明すること。	2021/3/25	<p><火山> 火山の評価における給排気口の扱いについては、閉塞に対し、給排気口を下向きやラビリンス構造とし、降下火砕物を侵入しにくくすることで閉塞しない設計としており、資料2-3-3のp6にその旨、記載しております。</p> <p><竜巻> 竜巻の評価における給排気口の扱いについては、給排気口に竜巻飛来物が飛来することも考慮し、給排気口をラビリンス構造としており、ラビリンス構造を構成する壁の厚みも確認した上で影響ないことを確認し、評価結果を資料10別添1-2にてお示ししている。</p> <p>また、給排気口の竜巻飛来物評価について、給排気口のラビリンス構造を構成する壁についても外殻を構成する部材として扱っていることが明確になるように、以下のような主旨を資料10別添1-2の「2.3 評価方針」に追記します。</p> <p>「衝突評価及び表面剥離に係る構造強度評価において、飛来物が使用済燃料乾式貯蔵建屋の給排気口に飛来することも考慮し、給排気口のラビリンス構造を構成する壁についても外殻を構成する部材として扱う。」</p>	-	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答 月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
健全性-1	2021/3/19	健全性	資料4に係る 補足説明資料 (DSF-020)	1章のタイトルについて、技術基準規則の14、15条であることが分かるようにすること。また、p.資4-補-1-iiの(13)が表中の文章と重なっている ので適正化すること。	2021/3/25	ご指摘いただいた内容を反映しました。	資料④	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
キャスク-2	2021/2/26	キャスク	2/26ヒア資料 資料④	p. 4の乾式キャスクの鳥瞰図について、「※」の凡例の説明を行うこと。	2021/3/25	「※」となっていたものは「※1」の誤記でしたので修正いたします。また、本資料を補足説明資料DSF-10に資料2-6-1として追加します。	資料③-1 補足説明資料DSF-010	ヒアリング	
キャスク-3	2021/2/26	キャスク	2/26ヒア資料 資料④	各解析における判定基準はどの法令・告示に基づき設定しているのか根拠を示すこと。	2021/3/25	ご指摘を踏まえ、各解析における判定基準の根拠を資料に記載します。また、本資料を補足説明資料DSF-10に資料2-6-1として追加します。	資料③-1 補足説明資料DSF-010	ヒアリング	
キャスク-4	2021/2/26	キャスク	資料10-3	バスケットのアルミニウム合金の経年劣化に係る説明を追加すること。	2021/3/25	ご指摘を踏まえ、バスケットに用いるアルミニウム合金の材料規定の根拠に関する説明を、補足説明資料DSF-10に資料2-1-4として追加します。	資料③-1 補足説明資料DSF-010	ヒアリング	
キャスク-5	2021/2/26	キャスク	資料13	乾式キャスクの除熱評価において、コンクリートの健全性を説明すること。		(後日回答予定)			
キャスク-6	2021/2/26	キャスク	資料14	感度解析として、乾式キャスクの排水により、水位が変動した際の実効増倍率の変化を説明すること。	2021/3/25	ご指摘を踏まえ、キャスク内部の水位が変動した際の実効増倍率の変化に関する説明を補足説明資料DSF-10に資料2-3-5として追加します。	資料③-1 補足説明資料DSF-010	ヒアリング	
キャスク-7	2021/2/26	キャスク	資料14	レジンの温度制限値の根拠を示すこと。	2021/3/25	ご指摘を踏まえ、キャスクを構成する部材の温度制限値およびその根拠に関する説明を補足説明資料DSF-10に資料2-1-3として追加します。	資料③-1 補足説明資料DSF-010	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
キャスク-8	2021/3/9	キャスク	要目表	EP審査にて説明した、乾式キャスクの使用済燃料の配置設計等の内容を申請書へ追加することを検討すること。	2021/3/25	ご指摘を踏まえ、資料3の容量に関する設定根拠において、EP審査にて説明した使用済燃料の仕様等に関する記載を追記します。	資料③-2	ヒアリング	
キャスク-9	2021/3/9	キャスク	要目表	金属ガasketの要目表における記載について、仕様に係る記載の追加を検討すること。	2021/3/25	金属ガasketの寸法については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの使用済燃料貯蔵用容器の主要寸法例において、金属ガasket等のシール材の寸法に係る記載がないことから、主要な寸法には該当せず、要目表への記載は不要と考えます。 また、金属ガasketの材料についても、蓋の開封ごとに変換を行う消耗品であり、同ガイドの要目表記載範囲である「機器の構造強度に影響を及ぼす機器の主たる部材」に該当しないことから、要目表への記載は不要と考えます。 一方で、同ガイドの添付資料の記載範囲である「主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるもの」に該当するため、ご指摘を踏まえ、金属ガasketの仕様について添付資料の資料11に追記します。	資料③-2	ヒアリング	
キャスク-10	2021/3/9	キャスク	資料10	技術基準規則第26条に基づく乾式キャスクの強度評価において使用している金属キャスク構造規格について、設計建設規格及び材料規格との同等性及び差異を整理すること。		(後日回答予定)			
キャスク-11	2021/3/9	キャスク	資料14	中性子吸収材のボロン濃度の仕様に明確にし、ボロン濃度が変動した場合における、臨界解析への影響程度を説明すること。	2021/3/25	中性子吸収材であるほう素添加アルミニウム合金については、炭化ほう素(B4C)の添加割合および吸収材厚さを仕様上の要求として定める予定であり、臨界解析においてはこれらの仕様をもとに、製造時のばらつき等を考慮したメーカー保証値(最低密度)を用いて解析を実施し、実効増倍率が最大となるケースで評価しています。	-	ヒアリング	
キャスク-12	2021/3/10	キャスク	基本設計方針	p. II-2-3-1 要目表の記載事項や添付図面上の記載について、会合で指摘した金属ガasketに加えて対象部位として、トランニオンや伝熱フィン、それらの材料名の記載の追加・見直しを検討すること。(伝熱フィンは、内胴にあり、材料はSUS+伝熱フィン?となるのか。)	2021/3/25	トランニオン及び伝熱フィンの材料については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの要目表記載範囲である「機器の構造強度に影響を及ぼす機器の主たる部材」に該当しないことから、トランニオン及び伝熱フィンの材料について要目表への記載は不要と考えます。 一方で、同ガイドの添付資料の記載範囲である「主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるもの」には該当するため、トランニオン及び伝熱フィンの材料名について、それぞれ添付資料の資料10-3-2-3及び資料13に記載しています。なお、伝熱フィンは資料13に記載の通り、側部中性子吸収材の充てん部(胴と外筒の間)に配置しています。	設工認申請書 資料10-3-2-3 資料13	ヒアリング	
キャスク-14	2021/3/10	キャスク	資料11	p.資11-3 蓋間圧力を測定する圧力検出器をモニタリングポート等に接続することになるが、検出器の型式や測定方法も含め、密封機能に影響を与えないことを説明すること。	2021/3/25	圧力検出器(ひずみ式ゲージ)は、密封境界である一次蓋に取り付けるものではないため、密封機能に影響を与えるものではありません。先行施設と同様に、圧力監視境界である二次蓋に設けた貫通部であるモニタリングポートに、圧力検出器を設置し、当該部の圧力に応じた電気信号を圧力値に変換し確認します。	設工認申請書 資料11	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
キャスク-15	2021/3/10	キャスク	資料13	除熱評価における各部材の温度制限値及び評価結果一覧を資料13内にも記載すること。	2021/3/25	ご指摘を踏まえ、添付資料の資料10-3別紙11に温度制限値を記載します。 なお、資料13については、先行施設同様に技術基準規則第26条第2項第2号の規定に基づき、崩壊熱により燃料が溶融しないことを説明しております。一方で、各部材の評価結果については、技術基準規則第26条第2項第6号ニの規定に基づき、各部材の温度環境等を踏まえた長期健全性に係る説明として、資料10-3別紙11に記載しており、資料13にもその旨を記載していることから、現行の記載が妥当と考えます。	設工認申請書 資料10-3別紙1 資料13 資料③-2	ヒアリング	
キャスク-16	2021/3/10	キャスク	使用済燃料乾式貯蔵容器の収納燃料の仕様に関する補足説明資料(DSF-010)	p.1-1-2～ 17×17燃料A型15年冷却、B型17年冷却燃料の発熱量、放射線量の同等性を説明すること		(後日回答予定)			
キャスク-17	2021/3/10	キャスク	使用済燃料乾式貯蔵容器の収納燃料の仕様に関する補足説明資料(DSF-010)	p.1-1-2～ 17×17燃料における20年冷却の回収ウラン燃料と15年冷却のウラン燃料との発熱量、放射線量の同等性を説明すること		(後日回答予定)			
キャスク-18	2021/3/10	キャスク	資料11に係る補足説明資料(DSF-010)	p.2-2-2-1 金属ガスケットの漏えい率について、メーカカタログ値とは何か。また、このメーカカタログ値を使用する妥当性を説明すること。		(後日回答予定)			
キャスク-19	2021/3/10	キャスク	資料13に係る補足説明資料(DSF-010)	p.2-4-3 キャスク底部熱逃げ量の算出について、当該評価は、過去に実績のある評価なのか。ある場合、その実績を示すとともに、実績が無い場合、当該評価が本申請において妥当であることを説明すること。		(後日回答予定)			
キャスク-20	2021/3/10	キャスク	資料13に係る補足説明資料(DSF-010)	p.2-4-4 塗装のふく射率の設定根拠について、(キャスク底部熱逃げ熱量の算出と同様に)当該評価は、実績のある評価なのか。ある場合、その実績を示すとともに、実績が無い場合、当該評価が本申請において妥当であることを説明すること。	2021/3/25	MSF-21P型キャスクの使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式についての指定に係る審査において、同様の補足説明を行い、指定を受けています。	補足説明資料5-1 (平成29年4月5日面談資料)	ヒアリング	
キャスク-21	2021/3/10	キャスク	資料14に係る補足説明資料(DSF-010)	p.2-5 バーナブルポイズン集合体の遮へい解析における取扱いを説明すること。	2021/3/25	バーナブルポイズン集合体については、補足説明資料DSF-10の資料2-5-11に記載のとおり、放射化線源強度として考慮していますが、構造材としての遮蔽効果は無視していません。	資料③-1 補足説明資料DSF-010	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
キャスク-22	2021/3/19	キャスク	3/19 ヒア資料③	※2に記載しているクラス2機器の具体的な機器について、参照したJSM E設計建設規格の当該箇所を参考資料として追加すること。	2021/3/25	ご指摘いただいた内容を反映しました。	資料⑤	ヒアリング	
キャスク-23	2021/3/19	キャスク	資料10-3	貯蔵架台の設計について、クラス3容器の支持構造物として設計することの妥当性を示すこと。		(後日回答予定)			
キャスク-24	2021/3/19	キャスク	資料10-2 資料10-3	乾式キャスクの強度評価について、技術基準規則第17条と技術基準規則第26条で評価している評価箇所とその選定の考え方を整理して説明すること。		(後日回答予定)			
キャスク-25	2021/3/19	キャスク	資料3 資料15	コメントNo.「キャスク-8」に関連し、資料15においては、使用済燃料収納条件が設計承認から変更ないことが分かるような説明を追記すること。	2021/3/25	コメントNo.「キャスク-8」を踏まえ、資料3に追記予定の乾式キャスクに収納する使用済燃料の仕様について、設計承認における内容と同様であることを資料15に追加します。	資料③-2	ヒアリング	

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答 月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
遮蔽-1	2021/3/19	遮蔽	資料16	開口部に対するラビリンス構造の説明をEPまとめ資料と同様に補足説明資料に追加すること。また、詳細設計によるEPからの変更内容（建屋寸法の仕様変更）が、EPの解析結果に影響を及ぼさないことが分かるように補足説明資料で説明すること。		(後日回答予定)			